

ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金交付要領

1 目的

この要領は、ものづくり産業分野人材確保支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に関して必要な細目を定めることを目的とする。

2 補助対象経費

- (1) 要綱別表第2で規定する旅費は、交通費及び宿泊料とする。
- (2) 交通費のうち航空賃は、普通運賃の額の範囲内の額とする。
なお、航空賃には、旅客施設使用料を含む。
- (3) 宿泊料は、北海道職員等の旅費に関する条例第18条第1項に定める特定職員以外の者の額を上限とする。
東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市、神戸市 ～ 10,900円
上記以外の地域 ～ 9,800円
- (4) 宿泊日数は、道外在住の求職者との面接（以下「道外面接」という。）に係る日数に前後泊を加えた日数を上限とする。
- (5) 往復の航空賃及び宿泊料金が一体となったいわゆるパック旅行を利用する場合は、前記(2)の航空賃及び同(3)の宿泊料の合計額を上限とする。
- (6) 他の用務により通常の勤務地とは別の地域から道外面接を実施する地域へ移動する場合は、当該別の地域（国内に限る。）から道外面接実施地域までの交通費を対象とする。その上限は、通常の勤務地から道外面接実施地域までの交通費の額とする。
また、道外面接の終了後、他用務地へ移動する場合も同様とする。
なお、他の用務地に前後泊する場合は、上記(4)の規定によらず、当該前後泊に要する宿泊料は対象としない。
- (7) 要綱第8条第2項第9号に定める補助対象経費の金額の支払いが確認できる書類の写しは、別表のとおりとする。

別表

区分	添付書類
航空賃	領収書及び搭乗券または搭乗証明書（写し）
鉄道、バス等運賃	領収書（写し）（領収書の取得が困難な場合は、社会通念上、合理的かつ経済的な経路で積算）
宿泊料	領収書（写し）